

○松本市農業振興地域整備促進等協議会設置条例

昭和55年7月3日

条例第38号

(設置)

第1条 松本市における農業の総合的な振興に資するため、松本市農業振興地域整備促進等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、協議する。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定による農業振興地域整備計画の策定、変更に関すること。
- (2) 農用地高度利用の促進に関すること。
- (3) 地域農政推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会委員
- (2) 関係団体等の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員が互選する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 副会長の職務代理の順序は、あらかじめ会長が協議会にはかつて定める。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業振興部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は、市長が別に定める。